【FAX または窓口での照会用】　　文化財課 Fax：0565-34-0095

※照会の前に、下記の枠内をご確認ください。

事前調査・不動産鑑定等で照会の方は、豊田市役所ホームページ上の地図、とよたｉマップ版「文化財・遺跡マップ」または、市民相談課配架棚の『豊田市遺跡地図』をご利用いただき、ご自身でのご確認をお願いします。

また、確認調査書等で照会が必要な場合も、とよたｉマップで埋蔵文化財包蔵地に該当しているか、事前にご確認をお願いします。

※ご記入いただいた地番を確認するため、事業範囲を枠で囲んだ地図を添付してください。

埋蔵文化財照会シート

※太枠内をご記入ください。

照会日	年	月	日	
照会場所（所在地）	愛知県豊田市			
照会理由 ※該当事業を○で囲んでください	・個人住宅建設　・個人住宅建替　・集合住宅建設　・集合住宅建替			
	・宅地分譲　・宅地造成　・通信塔建設　・駐車場整備			
	・事業用建物建設　・事業用建物建替　・電柱新設　・電柱移設			
	・その他（　　）			
着工予定日	年	月	日	
照会者所属				
連絡先 ※回答先を記載	担当者氏名：			
	住所：〒　　－			
	TEL：			
	FAX：			
遺跡の有無	有・無・隣接・近接・要精査			
遺跡名				
埋蔵文化財excel入力	済・未	入力者		

ご照会への回答について　　No.

豊田市生涯活躍部文化財課

有効期間：発行日から６か月間※

この度のご照会につきまして、下記のとおり回答致します。

記

1　照会地は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当します。

文化財保護法９３（９４）条に基づき、「埋蔵文化財発掘の届出（通知）」を**開発行為着手６０日前までに**、文化財課窓口へ**原本を２部提出**し、文化財調査に伴う協議をお願いします。様式は市 HP からダウンロードできます。

http://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/bunkazai/1004221.html

※開発行為とは、掘削の有無に関わらず、包蔵地内で行われる全ての工事を対象とします。判断に迷う場合は、文化財課にお問い合わせください。

対象工事例：建物建設（住宅、店舗、倉庫、物置等）、建物撤去、外構工事（排水、擁壁、駐車場整備等）、造成工事、埋立工事、地盤改良工事、樹木抜根など。

遺跡名：

2　照会地は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しません。

3　照会地は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していませんが、「埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて（照会）」の提出と文化財調査に伴う協議をお願いします。様式は市 HP からダウンロードできます。

※事業内容に変更のある場合は、あらためてご照会ください。

令和　　年　　月　　日

豊田市生涯活躍部文化財課 担当[　　]

豊田市陣中町１―２１－２　豊田市郷土資料館内

Tel：０５６５－３２－６５６１　Fax：０５６５－３４－００９５